



# 国民健康保険からのお知らせ

日頃から国民健康保険事業の運営につきまして、ご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。国民健康保険（国保）は、病気やケガに備えて、加入者の皆さまがお金を出し合って医療費などに充てる助け合いの制度です。皆さまに納めていただく令和6年度の国保税は以下ようになります。

## 1 国保税の最高限度額が変わります。

地方税法施行令の改正により、「後期高齢者支援金分」の最高限度額が22万円から24万円に引き上げになります。なお、「医療分」及び「介護分」に変更はありません。

令和6年度 国保税率（最高限度額以外の変更はありません）

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40歳～64歳)
所得割額	6.4%	2.2%	2.0%
均等割額(1人当たり)	24,200円	7,400円	9,400円
平等割額(1世帯当たり)	21,400円	5,800円	6,100円
最高限度額	650,000円	240,000円	170,000円

## 2 均等割額と平等割額の5割・2割軽減が広がります。

均等割額と平等割額については、判定基準に応じて7割・5割・2割を軽減します。地方税法施行令の改正により、令和6年度から5割・2割軽減の判定基準が広がります。国保加入者数に乗じる額が、5割軽減の判定基準では、29万円から29.5万円に、2割軽減の判定基準では53.5万円から54.5万円に引き上げになります。

判定所得	判定基準	軽減割合
世帯主及び世帯に属する 国保加入者の 前年の所得の合計	43万円 +10万円×[給与所得者等の数(※1)-1](※2) 以下の世帯	7割
	43万円+29.5万円×国保加入者数 +10万円×[給与所得者等の数(※1)-1](※2) 以下の世帯	5割
	43万円+54.5万円×国保加入者数 +10万円×[給与所得者等の数(※1)-1](※2) 以下の世帯	2割

※1 給与所得者等の条件：給与収入が55万円超または公的年金等の支給が65歳未満は60万円超／65歳以上は125万円超

※2 給与所得者等の人数が2人以上の場合に、10万円×[給与所得者等の数-1]を加算します。

- 世帯主及び国保加入者で未申告者がいる場合は軽減になりませんので軽減の適用には所得の申告が必要です。
- 国保に加入していない世帯主（擬制世帯主）の所得を含めます。
- 国保から後期高齢者医療制度に移行した人の所得や人数を含めます。

## 未就学児に係る均等割額の軽減制度について

未就学児（当該年度において、6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の被保険者は、均等割額が5割軽減されます。所得が判定基準以下の軽減が適用されている場合には、当該軽減後、さらに5割減額されます。

## 3 国保脱退の手続きはお済みですか。

すでにお勤め先の社会保険等に参加されているにもかかわらず、国保の納税通知書や保険証が届いた人は、国保を脱退する届出がお済みでない場合があります。手続きをされませんと社保・国保に二重に参加している状態になってしまいます。まだお済みでない場合には、社保・国保の両方の保険証とマイナンバーカード（又はマイナンバー【個人番号】と身分を証明するもの）をご持参のうえ、手続きをしてください。

## 4 非自発的に失業した人の国保税の軽減について

倒産、解雇や雇い止め等により失業した人を対象に国保税を一定期間軽減する制度があります。軽減の適用には申告が必要です。

### (1) 対象者（以下の全てに当てはまり、軽減申告をした人）

- ①雇用保険の特定受給資格者（離職理由コード：11, 12, 21, 22, 31, 32）  
又は特定理由離職者（離職理由コード：23, 33, 34）の対象者
- ②離職時点で 65 歳未満

### (2) 軽減の内容 対象者の前年給与所得を 30 / 100 として国保税を算定

※前年給与所得が少ない場合は、税額が変わらないことがあります。

### (3) 軽減の期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

- 〔例：離職日が令和 6 年 3 月 31 日だと、軽減期間は令和 6 年 4 月～令和 8 年 3 月〕
- 〔 離職日が令和 7 年 2 月 10 日だと、軽減期間は令和 7 年 2 月～令和 8 年 3 月〕

なお、軽減対象期間内に国保を脱退し、再加入した場合、再度国保税の軽減を受けられることがあります。

### (4) 申告の方法

国民健康保険被保険者証、雇用保険受給資格者証、マイナンバーカード（又はマイナンバー〔個人番号〕と身分を証明するもの）をご持参のうえ、申告してください。

## 5 産前産後期間の国保税の軽減について

出産（予定を含む）の前後の期間に係る妊婦さんの国保税を軽減する制度があります。

出産日または出産予定日が令和 5 年 11 月 1 日以降の国民健康保険被保険者が対象となります。対象となる方は、申請をいただくことにより、一定期間の国保税が減額されます。

制度の詳細は、担当までお問い合わせいただくか、高崎市保険年金課のホームページをご確認ください。

## 6 国保税の減免について

火災や天災などで財産に大きな損害が生じた場合や、本人や同居の親族が病気や負傷したなどの理由で生活が著しく困難となり、預貯金など利用できる資産を活用しても国保税を納められなくなった場合は、申請によって国保税を減免する制度があります。また、世帯主が東日本大震災により被災された場合や、世帯主が生活保護を受給している場合、国保加入者に在監者がいる場合も申請により国保税が減免される場合がありますので、ご相談ください。

## 7 便利で安心な口座振替をご利用ください。

「金融機関やコンビニに行けない」「納期を忘れてしまいそう」などの人には、口座振替がお勧めです。口座振替は振替手数料も無料で、納め忘れを防ぐ便利な方法です。

お申し込みには、ご自身の口座のある金融機関等に預金通帳、印かん（通帳届出印）をご持参ください。高崎市内の金融機関等の窓口に申込用紙が用意してありますので、ご記入のうえ、お申し込みください。

## 8 国保税を納めるのが遅れた場合

国保税を滞納した場合、次のような措置が講じられます。

- (1) 督促が行われ、延滞金を徴収する場合があります。督促から 10 日経過した日までに完納されないときは、財産の差押え等の処分を受けることがあります。
- (2) 納期限から 1 年を過ぎると、保険証を返却していただき、代わりに医療費をいったん全額負担する資格証明書が交付されます。

### 国保税についてお問い合わせ先・申告書の提出先

高崎市役所保険年金課資格賦課担当 027-321-1235

倉渕支所市民福祉課 027-378-4526  
群馬支所市民福祉課 027-373-2368  
榛名支所市民福祉課 027-374-5116

箕郷支所市民福祉課 027-371-9054  
新町支所市民福祉課 0274-42-1237  
吉井支所市民福祉課 027-387-3132